

## 自由金利型定期預金（M型）規定

### <一般型自由金利型定期預金（M型）規定>

#### 1. 預金の支払時期等

この預金は、通帳・証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

#### 2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした単利型のこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳・証書記載の中間払利率によって計算した中間払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。  
B 預金口座へ振替える場合には、中間払日に指定口座へ入金します。  
C 定期預金とする場合には、中間払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間払日における当行所定の利率を適用します。

- ② 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

#### 3. 中間利息定期預金

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記2および後記12の規定を準用します。  
(2) 中間利息定期預金については、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。  
① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。  
② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。  
③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。

### <自動解約型自由金利型定期預金（M型）規定>

#### 4. 預金の支払時期

この預金は、通帳・証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

#### 5. 証書の効力

満期日に証書式のこの預金の元金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

#### 6. 利息

前記2に記載の一般型自由金利型定期預金（M型）と同様に取扱います。ただし前記2.(1)①Aの方法は中間払利息を指定口座に入金できない場合に限りです。

#### 7. 中間利息定期預金

前記3に記載の一般型自由金利型定期預金（M型）と同様に取扱います。ただし、中間利息定期預金の元金はこの預金とともに前記4の方法により支払います。中間利息定期預金をこの預金とともに前記4以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。

また、中間利息定期預金のみを解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。

### <自動継続型自由金利型定期預金（M型）規定>

#### 8. 自動継続

- (1) この預金は、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自

由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。  
(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

#### 9. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、9.(1)および(2)において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率（継続後の預金については前記8.(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした単利型のこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳・証書記載の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間払日以後に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続型自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 複利型のこの預金および預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日とした単利型のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自動継続型自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

- A 預金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。  
B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払日にその自動継続型自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は中間払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続型自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした単利型のこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

#### 10. 中間利息定期預金

前記3に記載の一般型自由金利型定期預金（M型）と同様に取扱います。

### <共通規定>

#### 11. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

- (2) 前項の解約手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

- (3) この預金は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用する

ことができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - A 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為
  - B 暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
  - C 第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為
  - D その他前各号に準ずる行為
- (4) 複利型のこの預金の一部について満期日前に解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。

## 1.2. 付利単位、満期日前解約

- (1) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (2) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第11条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。以下「期限前解約利率」という。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。  
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
  - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
  - C 1年以上3年未満 約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
  - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - B 6か月以上1年未満 約定利率×20%
  - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×30%
  - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×40%
  - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×50%
  - F 2年6か月以上3年未満 約定利率×60%
- ③ 預入日の3年後の応当日の翌日から4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合
  - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - B 6か月以上1年未満 約定利率×10%
  - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
  - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%
  - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×40%
  - F 2年6か月以上3年未満 約定利率×50%
  - G 3年以上4年未満 約定利率×70%
- ④ 預入日の4年後の応当日の翌日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合
  - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - B 6か月以上1年未満 約定利率×10%
  - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×10%
  - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
  - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%
  - F 2年6か月以上3年未満 約定利率×40%

G 3年以上4年未満 約定利率×60%  
H 4年以上5年未満 約定利率×80%

- (3) 複利型のこの預金は、預入日の1年後の応当日以後であれば、元金の一部を1万円以上の金額で解約することができます。この場合、前項の期限前解約利率により計算し、一部解約後のこの預金の残額については、当初の約定利率により取扱います。  
なお、この預金の預入日現在において当行がこの預金の基準利率に関し金額階層区分を設け預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって基準利率に差異を設けている場合で、この預金の一部解約後の残余の預金元金金額が当該金額階層区分を下回るようになったときは、一部解約後の残余の預金には、一部解約日以後は、この預金の預入日に当該残余金の預金元金金額相当額を預けた場合の利率を適用します。

以上

2019年5月10日現在